

横浜市公共事業評価委員会の傍聴に関する要領

制 定 平成 24 年 3 月 30 日 財公第 598 号（局長決裁）

最近改正 平成 25 年 12 月 27 日 財公第 467 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱（平成 12 年 6 月制定）第 6 条に基づき、横浜市公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴定員）

第 2 条 委員会の傍聴を認める者の定員は 10 人以内とし、事前に公表するものとする。

（傍聴手続）

第 3 条 傍聴希望者の受付は、委員会の開始 30 分前から開始する。その際、傍聴希望者に先着順で傍聴整理券を配布する。

2 委員会の開始 15 分前の時点で傍聴希望者が定員に満たない場合は、全ての傍聴希望者を傍聴者として決定し、それ以降の傍聴希望者については、定員に達するまで先着順により受付を行う。

3 委員会の開始 15 分前の時点で傍聴希望者が定員を超える場合は、傍聴整理券により抽選を行い、傍聴者を決定する。

4 前 2 項の規定により傍聴者として決定した者は、係員の指示に従い傍聴整理券と引き換えに入場するものとする。

（傍聴することができない者）

第 4 条 次の各号の一に該当する者は、傍聴を認めないものとする。

(1) 危険物、プラカード、ビラ、拡声器等その他会場内に持ち込むことが適当でないものを所持する者

(2) はちまき、たすきその他これに類するものを着用している者

(3) 酒気を帯びている者

(4) その他会場における秩序を乱すおそれがあり、傍聴させることが適当でないと認められる者

（傍聴者の遵守事項）

第 5 条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 委員長の指示に従うこと。

(2) 傍聴者は、会場の指定された場所に着席すること。

(3) 会場において発言し、拍手をし、又はけん騒な行為を行わないこと。

- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (5) その他会場の秩序を乱し、又は会議の進行を妨げる行為を行わないこと。

(報道機関の傍聴)

第6条 報道機関については、傍聴定員の外とする。

- 2 報道機関が会場内の写真撮影、録画及び録音等を行う場合は、会議の開始前までに限りこれを認めるものとする。

(退場措置)

第7条 委員長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。

- 2 委員長は、傍聴者が前項の求めに従わないとき又は第5条の規定に違反している場合は、退場を命ずることができる。

(委員長の措置)

第8条 この規定に定めるもののほか、委員長は、臨機に応じて必要な措置をとることができる。

(部会)

第9条 この要領の規定は、部会の会議についても準用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年1月1日から施行する。